様式第２号

令和　　　年　　　月　　　日

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

（宛先）池田市長

申請者　住　　所

団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

池田市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要領に基づきチケットの交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|  |
| --- |
| 今回、不妊・去勢手術を希望する野良猫の頭数（チケットの有効期間内で実施できる数をご記入ください。） |
| ・ＴＮＲ対象地の猫の頭数（　　　頭）・チケット配布希望頭数（　　　頭）※使用期限　　　月末分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 今回、不妊・去勢手術を希望する野良猫に関して | |
| 野良猫の生息場所 | ・  ・  ・ |
| 野良猫と判断した理由 | ・  ・  ・ |

|  |  |
| --- | --- |
| 希望する協力病院 | |
| 第一希望 |  |
| 第二希望 |  |

（申請にあたっての同意事項）□に✓を入れてください。

* **裏面の確認・誓約事項に同意します。**

以上

受付印

池田市使用欄

|  |  |
| --- | --- |
| 受付日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 受付番号 | R　　　　― |

**確認・誓約事項**

**◎さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）報告書（様式第３号）等の提出の遅延、又チケットの紛失等があった場合、公益財団法人どうぶつ基金に紛失者の情報を報告します。また、今後のチケットの交付申請は行いません。**

**◎報告書が期日までに提出されない場合、公益財団法人どうぶつ基金に対して、池田市として行政枠チケットの申請が出来なくなります。他の申請者にも迷惑がかかりますので、期日までに必ず提出してください。**

●飼い猫、又は飼い猫にする予定の野良猫の不妊・去勢手術には使用できません。

●「池田市野良猫不妊・去勢手術支援事業実施要綱」に基づき「野良猫不妊・去勢手術実施承認申請書兼承認書」により申請された野良猫には使用できません。

●チケットの使用は市内で捕獲された野良猫に限ります。

●ＴＮＲ活動はチケット受領者において実施すること。

●ＴＮＲ活動にあたっては耳介先端部のＶ字型切除をすること。

●公益財団法人どうぶつ基金が指定する協力病院で不妊・去勢手術を受けさせること。

●不妊手術終了後速やかに、池田市に猫の性別等の情報、捕獲日、捕獲場所、**捕獲作業等の活動の様子がわかる写真、不妊・去勢手術前及び不妊・去勢手術後の****耳介先端部のＶ字型切除がわかる写真**等、活動内容についての実施報告をすること。なお、実施報告はチケット有効期限後４日以内に必ず行うこと。

●有効期限に使用しなかったチケットは返却すること。

●チケットを対象外の猫に使用すること又はチケットの譲渡や売買等はできません。

●チケットの使用にあたって発生するその他費用については、自己負担とすること。

●チケットを使用してＴＮＲを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取らないこと。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用及びそれ以外の医療費、交通費等を名目に金品を請求することは禁止されています。

●ＴＮＲ活動に関連して生じた事故について、市は一切の責任を負いません。

●ＴＮＲ活動実施地域において、野良猫の餌の管理や糞尿の処理について適切に行い、近隣の生活環境を損なわないこと。

●ＴＮＲ活動については、近隣住民とのトラブルが生じないよう事前に理解を得るよう努めること。

●その他チケットの使用にあたっては、市の指示に従うこと。